

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省3(Ⅷ-2-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること(施策目標Ⅷ-2-1) 基本目標Ⅷ:ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現 や安心の確保等を図ること 施策大目標2:福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	担当 部局名	社会・援護局	作成責任者名	福祉基盤課 宇野 禎晃 福祉基盤課福祉人材確保対策室 川端 裕之
<p style="text-align: center;">施策の概要</p>	<p>○ ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)において、一億総活躍社会の実現を目指しており、その重要な政策の柱として、「介護離職ゼロ」を掲げ、介護施設等の整備と併せ、必要な介護人材確保に取り組むとされている。具体的には、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な取組を進めている。</p> <p>【①介護職員の処遇改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護職員の処遇改善については、これまでの累次にわたり、介護報酬改定で対応してきているところであるが、令和元年10月からは、経験・技能のある職員に重点化を図りつつ、更なる処遇改善を実施 介護職員処遇改善加算の新規取得やより上位区分の取得、介護職員等特定処遇改善加算の取得に向けて、事業所への専門的な相談員(社会保険労務士など)の派遣による個別の助言・指導等、都道府県等担当者向けの研修の実施により、加算の取得に向けた支援を実施 <p>【②多様な人材の確保・育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士修学資金貸付・再就職準備金貸付による支援 特に、令和3年度からは、介護福祉士資格取得後の介護職としての定着率が高い福祉系高校の学生(※1)や他業種で働いていた者等多様な人材の介護・障害福祉分野への参入を促進するため、新たな返済免除付き貸付事業を創設している。 ※1 介護職における3年後の定着率:全体 35.8%、福祉系高校 73.9% 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後の体験支援、マッチングまでの一体的支援、介護分野への元気高齢者等参入セミナーの実施 <p>【③離職防止、定着促進、生産性向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 離職理由の上位となっている職場の人間関係や事業所の理念等への不満を中心とした介護職員に対する悩み相談窓口の設置 事業所を超えた若手介護職員の交流促進 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援 仕事と育児や介護との両立支援(人員配置基準等において、育児・介護休業取得の際の非常勤職員による代替職員の確保や、短時間勤務等を行う場合にも「常勤」として取扱うことを可能とする) 介護ロボット・ICTの活用促進の加速化 <p>【④介護職の魅力向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 先進的な「介護」を知るための体験型イベントの開催、若年層、子育てを終えた層、アクティブシニア層に対する個別のアプローチなど、介護の仕事の魅力等の情報発信 <p>【⑤外国人材の受入環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定技能による就労希望者と介護施設等とのマッチング支援 日本語学習支援や介護技能の向上のための研修、特定技能制度の介護技能評価試験の実施 介護業務の悩み等に関する相談支援 外国人介護人材受入促進のための海外へのPR <p>【⑥障害福祉人材の確保等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害福祉サービスを安定的に提供していくため、障害福祉人材の確保・定着が重要であり、障害福祉サービス等報酬の改定等により、処遇改善、職場環境の改善、仕事と育児や介護との両立支援等に取り組んでいる。 <ul style="list-style-type: none"> 福祉・介護職員の処遇改善、経験・技能のある職員に重点化を図った更なる処遇改善の実施 福祉・介護職員処遇改善加算等の取得促進の取組として、都道府県・指定都市・中核市が社会保険労務士を事業所に派遣することなどにより加算の取得を支援する事業に対する補助の実施 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、事業者がより活用しやすい仕組みとなるよう見直す 障害福祉の仕事の魅力向上のため、障害福祉の仕事の魅力を伝えるパンフレットや動画等による広報に加え、都道府県が地域の関係機関等と連携しつつ、障害福祉分野の就職フェア等を開催する事業に対する補助を実施 ○ このほか、新型コロナウイルス感染症対策として、以下を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設等で働く介護職員、保育士等の職員が新型コロナウイルス感染症等により出勤が困難となった場合、職員が不足する社会福祉施設等に他の社会福祉施設等から応援職員を派遣することによる、サービス提供の維持。 医療・福祉事業者への資金繰りの支援の拡充 				
<p style="text-align: center;">施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いわゆる団塊の世代が全員75歳以上となる令和7(2025)年に向けて高齢者人口が急速に増加し、それ以降は高齢者人口が緩やかになる一方で、生産年齢人口の減少が加速すると見込まれている。このような中で、第7期介護保険事業計画(平成30年度～令和2年度)の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要をみると、令和2(2020)年度末までに約26万人(合計で約216万人)、令和7(2025)年度末までに約55万人(合計で約245万人)、すなわち年間6万人程度の介護人材の伸びが必要となる。 ○ 現行の介護分野の有効求人倍率は、全産業と比較して高い傾向があり、今後の我が国の人口動態を踏まえれば、介護人材の確保は一段と厳しくなることが想定される。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護施設の負担が増加する中、介護人材不足が依然として深刻である。 <p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後増加が見込まれる外国人介護人材が安心して国内の介護現場で円滑に就労・定着できる環境を整備する必要がある。 ○ 介護分野の特定技能外国人材が大都市圏その他の特定の地域に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講ずる必要がある。 ○ 外国人介護人材の受入れを検討するに当たり、一部の介護施設等では、コミュニケーションや文化・風習の違いに関する不安や、学習支援や生活面における支援体制が整備できないため受入れができないといった状況もあることから、介護施設等の不安を和らげるとともに、外国人介護人材の受入れ施設又は受入れ予定施設等への支援が必要である。 <p>3</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者自立支援法(※2)が施行された平成18年度以降、障害福祉サービス等の利用者数は約3倍に増加しており、サービス量の増加に伴う障害福祉分野の福祉・介護職員数は約2倍となっている。 <ul style="list-style-type: none"> ※2 平成25年4月1日から「障害者自立支援法」は「障害者総合支援法」に改正されている。 ○ しかしながら、障害福祉関係分野の職員について産業計と比較すると、勤続年数が短くなっているとともに、賞与込み給与も低くなっており、障害福祉サービス等従事者を含む関係職種の有効求人倍率は全職種より高い水準で推移していることから、人手不足が深刻化していると見られる。 				

各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由
	目標1 (課題1)	地域医療介護総合確保基金等による介護人材の資質向上のための取組を実施するとともに、第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数の確保に向けて、総合的な介護人材確保対策に取り組む。	○「介護離職ゼロ」の実現に向けて、ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)において、多様な人材の確保・育成等により総合的な介護人材確保に取り組むとされているため。 ○介護人材の資質向上等に向けた都道府県等の取組の進捗状況を評価するため。 ○地域包括ケアシステムの実現のための取組を進めており、地域の実情に応じて、資質の向上等の計画を実行するために地域医療介護総合確保基金等により措置されているため。
	目標2 (課題2)	新たな在留資格「特定技能」の創設等を踏まえ、外国人介護人材の活用を適切に進める。	○ 特定技能制度の趣旨を踏まえ、人手不足の状況を判断するための客観的な指標及び動向や法務省から提供される介護分野における在留外国人数等に照らし、介護分野における人手不足の状況について継続的かつ的確に把握・分析することで、状況に応じた必要な措置を講じる必要があるため。 ○ 介護分野における特定技能外国人材の受入れに際し、地方における人手不足の状況について、地域別の有効求人倍率等による定期的な把握を行い、必要な措置を講じることによって、大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようし、各地域の事業者が必要な特定技能外国人材を受け入れることができるようにしていくことが必要であるため。 ○ 特定技能以外の制度により介護に従事する場合も含め、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、日本語学習環境の整備や介護技能に関する研修、介護業務に関する相談支援の実施による受入環境の整備を推進する必要があるため。
	目標3 (課題3)	障害福祉人材の確保・定着に向けて、職員の処遇改善に取り組む。	○ 利用者本位の質の高い障害福祉サービスを安定的に提供していく観点から、障害福祉人材の確保・定着が必要であり、職員の処遇改善に取り組んでいく必要がある。また、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた関係団体ヒアリングにおいても、人材確保のためには、職員の処遇改善及び処遇改善加算の取得促進が必要であるという意見が大宗を占めていたため。

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	年度ごとの実績値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
① 介護職員数(アウトカム)	171万人	平成25年度	216万人	令和3(2021)年度		-	-	-	216万人	現在、第8期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について、都道府県において推計中。 ・「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において「2020年代初頭までに追加的に必要となる25万人を確保することとしており、それを含めた231万人を確保する」ことを目標とした(第6期介護保険事業計画(2015~2018年度)に基づいた目標)。 ・第7期介護保険事業計画(2018~2020年度)の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要を見ると、2020(令和2)年度末には約216万人、2025(令和7)年度末には約245万人が必要となることから、目標値を修正。 ・2016(平成28)年度の約190万人に対して、2020(令和2)年度末までに約26万人、2025(令和7)年度末までに約55万人、年間6万人程度の介護人材を確保する必要がある。 ※介護職員数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員数に、介護予防・日常生活支援総合事業における従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を加えたもの。
2 「介護に関する入門的研修」の実施からマッチングまでの一体支援事業により介護施設等とマッチングした数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野44-ii】 【新経済・財政再生計画 改革工程表2020のKPI関連】	-	-	平成30(2018)年度と比べて15%増加(235人)	令和3(2021)年度		-	-	-	-	平成30(2018)年度と比べて15%増加(235人) ・新経済・財政再生計画改革工程表2020(令和2年12月18日経済財政諮問会議決定)において、「介護に関する入門的研修」の実施からマッチングまでの一体支援事業※により介護施設等とマッチングした者を、2021年度までに2018年度と比べて15%の増加を目標としていることから、測定指標に設定。 ※介護未経験者が介護業務の入門的な知識・技術を修得により資質向上を図るとともに、研修受講者と介護施設・事業所とのマッチングを行うことによって、介護分野での雇用やボランティアの参画につなげる。 【新経済・財政再生計画 改革工程表2020のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】
3 地域医療介護総合確保基金等による介護人材の資質向上のための取組を実施する都道府県数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野44-ii】 【新経済・財政再生計画 改革工程表2020のKPI関連】	-	-	47都道府県	毎年度		-	47都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県 ・新経済・財政再生計画改革工程表2020(令和2年12月18日経済財政諮問会議決定)において、毎年度47都道府県が地域医療介護総合確保基金※による介護人材の資質向上のための取組を実施するという目標としていることから、測定指標に設定。 ※ 介護人材の資質向上では、キャリアアップの研修支援や喀痰吸引等研修の実施体制強化等、地域の実情に応じた都道府県の取組を支援。 【新経済・財政再生計画 改革工程表2020のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】

4	介護福祉士従事者数 (アウトプット)	828,720人	平成28年度	本目標値は介護人材の確保目標をもとに設定していることから、測定指標1の令和3年度目標値が記載可能となった段階で、目標値を設定する。	令和3(2021)年度	-	-	-	平成28 (2016)年 度と比べて 15%増加 (953,028 人)	本目標値は介護人材の確保目標をもとに設定していることから、測定指標1の令和3年度目標値が記載可能となった段階で、目標値を設定する。 ・介護の質を指標として評価することは非常に困難であるが、専門的知識・技能を有し、介護職のグループの中で中核的な役割を担うことが期待される介護福祉士従事者が増加することは、認知症や医療的ケアなど介護ニーズの複雑化、多様化、高度化が進む今日において、利用者のニーズに対応できる介護職員の増加につながると考えられ、介護福祉士従事者数について、介護人材の確保目標をもとに、2016年度に対し15%の増加を目標値として設定する。	
						861,056人	883,260人	集計中 (令和3年 7月目途公 表予定)			
(参考指標)						平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
5	介護職員数に占める介護福祉士従事者の割合					44.1%	44.6%	集計中 (令和3年 7月目途公 表予定)			当該割合のみをもって、介護の質を評価することは困難であるが、ニーズの多様化等が進む介護現場において、専門的知識・技能を有する介護福祉士の割合と介護の質との関連性も考えられることから、参考指標として設定。
達成手段1		令和元年度 予算額 執行額	令和2年度 予算額 執行額	令和3年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和3年度行政事業レビュー事業番号
(1)	社会事業大学経営等委託費 (昭和21年度)	611百万円	419百万円		1	学校法人日本社会福祉事業大学において実施する、将来社会福祉事業に従事する者及び現に社会福祉事業に従事している者に対する養成・研修、社会福祉施設並びに都道府県・市町村等の職員となる指導的社会福祉事業者(社会福祉のリーダー)の養成に対し補助を行う。 ※社会福祉のリーダー (1)特養、障害者施設、児童施設等社会福祉施設のリーダー (2)自治体の社会福祉行政のリーダー (3)地域福祉のコーディネーター(社会福祉協議会やNPO法人職員)					
		525百万円									
(2)	社会福祉施設等施設整備(災害復旧費含む) (昭和21年度)	19,662百万円	18,800百万円		-	【①社会福祉施設等施設整備費補助金】 「生活保護法」、「児童福祉法」、「障害者総合支援法」等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図る。 【②社会福祉施設等災害復旧費補助金】 豪雨、地震その他自然災害により被災した社会福祉施設等の復旧については、実地調査を行い被害額を確定した上で、その復旧に要する経費の一部を補助することにより災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保する。 【③心身障害児総合医療療育センター施設整備】 国の財産である心身障害児総合医療療育センターを円滑、適正に運営するため、施設整備を実施し、もって、障害者福祉の向上を図る。なお、心身障害児総合医療療育センターでは肢体不自由児療育技術者の現任訓練、養成等を実施している。 【④全国障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)施設整備】 国の財産である戸山サンライズについて、老朽化に伴う必要な施設整備を行うことにより、相談事業、研修事業、情報啓発事業等を円滑、適切に実施し、障害者の自立更生と福祉の増進を図る。					
		16,480百万円									
(3)	民生委員関連経費 (昭和23年度)	36百万円	7百万円		-	本経費は①民生委員法に基づく3年に一度の民生委員・児童委員一斉改選や転居等の理由による随時の委嘱・解嘱の際の委嘱状の作成②無報酬で日常的に住民の社会福祉に関する相談や支援を行うことにより地域福祉の推進に努めている民生委員・児童委員に対する大臣表彰の際の功労賞の作成に必要な経費である。					
		34百万円									
(4)	地方改善施設整備費補助金 (昭和28年度)	932百万円	443百万円		-	市町村が設置する共同施設及び隣保館等の整備に要する費用の一部を補助する。					
		710百万円									

(5)	地域福祉活動支援事業費 (昭和31年度)	179百万円	342百万円		-	社会福祉法に基づき設置されている全国社会福祉協議会において実施する生活福祉資金貸付制度の適正な運営のための体制整備、民生委員・児童委員に対する日常における活動についての指針となる各種資料の提供等の情報支援や互助事業の実施、各地域における様々な民間相談機関の相談員等に対する実践力強化等のための研修、ボランティア活動に対する国民の理解を深める取組等の事業に対して補助する。
		179百万円				
(6)	地方改善事業 (昭和35年度)	3,605百万円	3,610百万円		-	市町村が設置する隣保館で実施する、地域の拠点として基本事業(社会調査及び研究事業、相談事業、啓発・広報活動事業、地域交流事業、周辺地域巡回事業、地域福祉事業)や、地域の実情に応じて特別事業(隣保館デイサービス事業、地域交流促進事業、相談機能強化事業)に対して補助を行う。
		3,496百万円				
(7)	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金 (昭和36年度)	27,578百万円	27,442百万円		1	社会福祉施設に従事する職員が退職した場合に、その職員に対し退職手当金を支給する制度。社会福祉施設等の経営者が負担する掛金と国及び都道府県の補助金(それぞれ3分の1負担)を財源として、退職した職員の共済期間等を勘案した退職金を支給するもの。
		27,578百万円				
(8)	社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金 (昭和40年度)	3,516百万円	3,516百万円		-	社会福祉施設や医療施設は、介護報酬、診療報酬等の公定価格に依存した低収益構造にあり、社会的に弱い居住者等を擁するため、施設の整備に対して建設資金等を固定金利で提供できるように、金利変動により資金調達金利を上回る金利差が生じた場合の不足相当額、借入金利息と貸付金利息の差額補填等を予算措置により補給しているもの。
		3,516百万円				
(9)	心身障害者扶養共済制度運営費 (昭和44年度)	4,610百万円	4,610百万円		-	都道府県及び指定都市が独立行政法人福祉医療機構に対し、納付することとなっている過去の積立不足分及び年金給付に必要な費用の不足分の財政支援(特別調整費)について補助するもの。 都道府県及び指定都市に対し、心身障害者扶養共済制度の運営に係る事務費について補助するもの。 対象 : 心身障害者扶養共済制度を実施する都道府県及び指定都市 補助率: 国1/2、都道府県及び指定都市1/2 過去の積立不足分及び年金給付に必要な費用の不足分について補助することにより、当該制度の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にし、障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対して保護者の抱く不安の軽減を図られる。
		4,609百万円				
(10)	社会福祉職員研修センター経営委託費 (昭和50年度)	30百万円	30百万円		1	社会福祉職員研修センター(社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院)において実施する、都道府県・市町村にて社会福祉事業に従事する職員、公立施設の施設長、社会福祉法人の経営者等に対し社会福祉主事として必要な基礎知識及び技術、施設長として必要な知識及び技術、法人・施設運営に関する専門知識及び技術等を教授する研修に対し補助を行い、社会福祉事業従事者の確保とその資質の向上を図っている。
		30百万円				
(11)	就労系施設生産活動推進事業 (昭和59年度)	12百万円	12百万円		-	・ 発注者側(国・民間企業等)に対し、全国就労系事業所の物品販売・役務提供の内容、連絡先、受注可能数等、発注を行うために必要な情報発信をする事業 ・ 就労系施設の製品開発、販売促進、品質管理等についての指導・研修を実施する事業 ・ 就労系施設製品の販路の拡大並びに受注の安定を図るため、展示販売を行う事業
		12百万円				
(12)	中央福祉人材センター運営事業費 (平成5年度)	49百万円	53百万円		1	社会福祉法に基づき設置されている中央福祉人材センターにおいて実施する、全国的な福祉人材情報システムの運営や、各都道府県福祉人材センターの職員研修会や全国会議、ブロック会議の開催、また福祉・介護分野の人材確保にかかる調査等に補助することにより、福祉・介護人材の確保に関するノウハウの伝達に努め、各都道府県福祉人材センターの業務を支援する。
		49百万円				
(13)	福祉サービスの第三者評価等事業 (平成12年度)	12百万円	12百万円		-	全国社会福祉協議会において実施する以下の事業に対して補助するものである。 1. 全国社会福祉協議会に評価事業普及協議会を設置し、都道府県推進組織参画のもと、各都道府県毎の福祉サービス第三者評価への取組状況等に関する情報交換並びに事例発表等を行う。 2. 全国社会福祉協議会に評価基準等委員会を設置し、第三者評価基準ガイドラインの策定に関する検討を行う。 3. 都道府県推進組織が実施する評価調査者養成研修における指導講師を養成するための評価調査者指導者研修会等を開催する。
		12百万円				
(14)	独立行政法人福祉医療機構運営費交付金 (平成15年度)	2,158百万円	1,846百万円		-	次の運営に必要な運営に要する経費を交付 ①民間の社会福祉施設及び医療施設等の整備等に係る資金の貸付に係る業務(福祉医療貸付事業) ②社会福祉施設の設置者、病院等の開設者等に対し経営に係る経営診断・指導等を通じ経営者を支援する事業に係る業務(経営支援事業) ③社会福祉振興事業を行う者に対して助成を行う業務、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及・研修を行う業務(社会福祉振興助成事業) ④福祉・保健・医療に係る各種情報等の提供を行う情報サービス事業に係る業務(福祉保健医療サービス事業) ⑤社会福祉施設職員退職手当共済事業に係る業務
		2,518百万円				
(15)	社会福祉振興助成費補助金 (平成22年度)	608百万円	608百万円		-	社会福祉法人、NPO法人などが行う事業に対し助成を行うものである。 ①地域連携活動支援事業(複数の団体が連携を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズ等に対応する事業) ②全国的・広域的ネットワーク活動支援事業(広域的な普及等を図るため、複数の団体が相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業)
		608百万円				

達成目標2について		年度ごとの目標値										測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの実績値						
		基準年度	目標年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
6	外国人介護人材受入支援事業の実施都道府県の割合(アウトプット)	-	-	100%	令和3年度	-	-	50%	75%	100%	介護分野における1号特定技能外国人及び介護職種における技能実習生を対象に介護技能を向上するための研修等の取組を進める外国人介護人材受入支援事業等を含む外国人介護人材受入環境整備事業を実施。本事業の取組状況を評価するため、本指標を選定している。介護分野における1号特定技能外国人及び介護職種における技能実習生の受入れ実績がある都道府県すべてにおいて外国人介護人材受入支援事業が実施されることを目標とする。	
7	地域医療介護総合確保基金による外国人介護人材の受入環境を整備するための取組を実施する都道府県の割合(アウトプット)	-	-	100%	令和3年度	-	-	50%	75%	100%		
⑧	特定技能評価試験の合格率(アウトカム)	-	-	前年度以上	令和3年度	-	-	-	(技能)54.7%(日本語)58.6%	前年度以上	外国人介護人材の受入環境を整備するため、特定技能による就労希望者と介護施設等とのマッチング支援、日本語学習支援や介護技能の向上のための研修、特定技能制度の介護技能評価試験の実施、介護業務の悩み等に関する相談支援、外国人介護人材受入促進のための海外へのPR等の取組を実施している。これらの取組を複合的に実施していくことで、海外からの特定技能による就労希望者を増加させるとともに、日本語の学習支援や介護技能の向上のための取組等を通じて、最終的に特定技能試験の介護技能評価試験・介護日本語評価試験における合格率を段階的に向上させていくことを目標とする。	
									(技能)54.7%(日本語)58.6%			
達成手段2		令和元年度 予算額	令和2年度 予算額	令和3年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和3年度行政事業レビュー事業番号	
(16)	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(平成27年度)	45,748百万円	296,637百万円		5	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者就労準備支援等事業費補助金のうち、外国人介護人材受入環境整備事業を実施することにより、海外からの1号特定技能外国人の円滑な受入れや、国内の外国人介護人材が安心して介護現場で就労・定着できる環境を整備する。具体的には以下のような取組を実施している。 介護分野における特定技能1号外国人の送出しを行う国において、介護の技能水準を評価するための試験等を実施 地方の特定技能外国人の受入れを促進するための取組や海外への情報発信の取組を実施 介護技能の向上のための研修等の実施に対する支援 介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進に対する支援 介護業務の悩み等に関する相談支援等を実施 						
		63,797百万円										
達成目標3について		年度ごとの目標値										測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの実績値						
		基準年度	目標年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
⑨	福祉・介護職員処遇改善加算取得率(アウトカム)	83%	令和2年度	85%	令和3年度	-	-	-	-	85%	当該加算の取得により、職員の賃金改善が図られ、職員の確保・定着に資するものであるため、当該加算の取得率の増加を目標とする。また、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の検討においては、 ・当該加算の中でも下位区分を廃止し、より上位区分の取得を促進する ・当該加算の取得要件の一つである職場環境等要件についてより実効性を確保する観点の見直しを予定している。	
10	福祉・介護職員等特定処遇改善加算取得率(アウトカム)	46%	令和2年度	60%	令和3年度	77%	79%	81%	83%			
						-	-	-	-	60%	当該加算は経験・技能のある障害福祉人材に重点化した処遇改善を行いつつ、多様な職種への柔軟な処遇改善も可能としており、当該加算を取得することにより、職員の長期雇用・離職防止等に資するものであるため、当該加算の取得率の増加を目標とする。また、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の検討においては、 ・当該加算の取得を促進するために賃金改善における配分ルールの緩和 ・当該加算の取得要件の一つである職場環境等要件についてより実効性を確保する観点の見直しを予定している。	
						-	-	-	46%			
達成手段3		令和元年度 予算額	令和2年度 予算額	令和3年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和3年度行政事業レビュー事業番号	
(17)	障害福祉サービス等支援体制整備事業(平成30年度)	53百万円	53百万円		8、9	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県等が行う福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得に係る障害福祉サービス等事業所への助言・指導等の取組を支援し、事業所における加算の新規取得や、より上位区分の加算の取得を促進する。 						
		53百万円										

施策の予算額(千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	政策評価実施予定 時期	平成30年度 令和4年度
	61,528,112	86,818,558			
施策の執行額(千円)	59,989,212				
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)		
	① 第196回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	① 平成30年1月22日	① 関係部分 2020年代初頭までに、50万人分の介護の受け皿を整備します。四月から介護報酬を引き上げ、ロボットなどを活用して、現場で働く皆さんの負担軽減、労働環境の改善に取り組みます。 介護人材の確保に向けて、処遇改善を進めます。既に、自公政権で月額4万7千円の改善を行いました。来年秋からは、リーダー級の職員の皆さんを対象に、更に、8万円相当の給与増を行えるような処遇改善を実現することで、他産業との賃金格差をなくしてまいります。		
	② 第198回国会における衆議院厚生労働委員会における厚生労働大臣所信表明演説	② 平成31年3月8日	② 関係部分 改正出入国管理法に基づく新たな外国人材の受入れについては、本年4月の施行に向けて、介護・ビルクリーニング分野における受入環境の整備(中略)などに取り組み、外国人材がその能力を有効に発揮できる環境を整備してまいります。		